

平内町議会基本条例 検証結果報告書

令和3年2月10日

平内町議会活性化特別委員会

目 次

1. 平内町議会基本条例制定の経緯	2
2. 検証の目的	2
3. 検証の経過	2
4. 基本条例の検証に関する実施要領	3
5. 基本条例検証対象条文区分表	4
6. 検証結果	7
7. 全議員による基本条例の検証結果(達成状況と今後の方向性)	10
8. 基本条例検証総合評価一覧表	20

1. 平内町議会基本条例制定の経緯

平内町議会基本条例（以下「基本条例」という）は、平成29年6月23日に議会活性化特別委員会を設置して以来、30回にわたる会議での議論と、初めての議会報告会、専門家による議会改革に関する研修会、先進町村議会との交流会4回、全議員による意見交換会8回などを経て、平成31年第1回定例会において、全会一致で可決し、平成31年4月1日から施行している。この基本条例は、二元代表制のもと、合議機関である議会の役割を明らかにし、議会とその構成員である議員が活動するにあたっての基本的な事項を定めている。

2. 検証の目的

平内町議会では、基本条例の施行後、町民に身近でわかりやすく、公平公正で信頼される議会の実現を目指し、様々な議会改革に取り組んで2年目となった。

基本条例第20条においては、条例の目的が達成されているかどうか2年毎に検証し、必要に応じて適切な処置を講ずることが規定されていることから、議会活性化特別委員会を中心に、この検証と評価を行い、さらなる議会改革に向けた今後の取組方針を示すこととした。

3. 検証の経過

本委員会では、基本条例の目指すものを4項目（①政策等の監視と評価、②町民意見の反映と政策立案等の向上、③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保、④議員の政治倫理と政務活動）に集約した検証項目を設定し、これに関連性のある条文をまとめ、取り組み実績の評価や今後の取り組み方策を確認する検証シートを作成、全議員に回答をいただきました。これらの意見を基に協議を行い、実績等を精査し検討を重ねました。

年月日	内容
令和2年6月19日 令和2年6月30日	発議第13号により、再度議会活性化特別委員会の設置を提案 議会基本条例の検証方法について協議
令和2年7月15日	検証方法(検証項目、検証シート)の確認
令和2年8月3日 令和2年8月18日	検証項目、検証区分について協議 検証の目的・実施要領・検証シートの確認
令和2年9月11日 令和2年9月24日	議員全員に検証実施要領等の説明(本会議終了後) 検証のとりまとめ方について協議
令和2年10月16日 令和2年10月28日	評価シートの取り纏め作業(12人分を1条文毎に集約) 検証集計書の確認(1回目)
令和2年11月18日 令和2年11月30日	検証集計書の確認(2回目) 提出用様式にしたものを確認 検証のとりまとめと報告書について協議
令和2年12月7日 令和2年12月17日	検証シートの結果報告(本会議終了後) 検証結果報告書の作成について協議
令和3年1月14日	検証結果報告書の作成について協議・決定

4. 平内町議会基本条例の検証に関する実施要領

(令和2年8月18日作成)

1. 趣旨

この要領は、平内町議会基本条例(平成31年3月13日 条例第12号。以下「基本条例」という)第20条の規定に基づき、この条例の目的達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 検証体制

基本条例の検証は、議会活性化特別委員会において行うものとする。

3. 検証項目及び検証対象期間

検証項目及び検証対象期間は、議会活性化特別委員会において決定するものとする。

- (1) 令和2年度の検証対象期間は、平成31年4月1日～令和2年9月30日までとする。
- (2) 検証項目は、下表のとおり定める。

項目分類	検証項目
①	政策等の監視と評価
②	町民意見の反映と政策立案等の向上
③	わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
④	議員の政治倫理と政務活動

4. 検証の方法等

- (1) 基本条例の条文うち、検証の対象となる条文を抽出し、条文ごとに検証項目を当てはめた「検証対象条文区分表」を作成する。
- (2) 検証は、基本条例評価シートを用い、検証対象条文ごとに全議員が評価して、今後の方向性と取組内容を記入したものを議会活性化特別委員会において取りまとめる。

実績評価と達成評価点数
5 : 十分達成された
4 : 概ね達成された
3 : 一部達成された
2 : ほとんど達成されていない
1 : 未着手

今後の方向性
1 : 条文に従いこれまで通りに取り組む
2 : 条文に従い新たな取り組みを検討
3 : 条文を改正する
4 : その他

5. 検証結果の公表等

- (1) 検証結果報告書を議長に提出するとともに、全員協議会等において検証結果を報告する。
- (2) 検証結果報告書を議会ホームページや議会だよりに掲載するなど、広く町民への周知を図る。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会活性化特別委員会において別に定める。

5. 平内町議会基本条例検証対象条文区分表

平内町議会基本条例		項目分類
第1条	この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした町民と共に歩む活力ある議会を目指し、郷土愛にあふれた豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	
第2条	議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、「公正、透明、信頼」を重んじ、町民参加を目指して活動する。	
第3条	議員は、町民によって選挙された特別職の公務員である。したがって、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。	④
2	議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。	②
3	議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策提案を行うことに努めなければならない。	②
第4条	議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	③
2	議会は、全ての会議を原則公開するものとする。	③
3	議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。	③
4	議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	③
5	議会は、広く町民及び各団体との議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、更に政策提案を図るものとする。	②
6	議会は、町のイベント等へ積極的に参加し、町民との連携を図るものとする。	
第5条	本会議における議員と町長その他執行機関の長及び説明者(以下「町長等」いう。)の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行う。	③
2	議長から本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等への出席を要求された町長等は、議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	
第6条	議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。	
	(1) 総合計画との整合性	①
	(2) 関係ある法令及び条例等	
	(3) 政策等に関係する財源措置	

平内町議会基本条例	項目分類
<p>第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事務等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。</p>	①
<p>第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべきものを定めることができる。</p>	/
<p>第9条 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。</p>	①
<p>2 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。</p>	①
<p>3 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>	①
<p>第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	③
<p>2 議員は、前項の規定により議員相互間で活発な討議を行って政策、条例の議案などの提出を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	②
<p>3 議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言は行ってはならない。</p>	④
<p>第11条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を積極的に強化する。なお、執行機関の法務機能の活用、職員の併任を考慮するものとする。</p>	/
<p>第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>	②
<p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。</p>	②
<p>3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実用を図るものとする。</p>	②
<p>4 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるために、一般選挙後の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。</p>	③
<p>第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。</p>	③
<p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会や町政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。</p>	③

平内町議会基本条例	項目分類
第14条 議員定数は、別に条例で定める。	
2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	
3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員が提出するものとする。	
第15条 議員報酬は、別に条例で定める。	
2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	
3 議員報酬の条例改正議案の提出に当たっては、前条第3項の規定を準用する。	
第16条 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。	④
第17条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、町長等と連携するものとする。	③
第18条 議長は、災害が発生した場合、平内町議会災害対策会議を設置することができる。	
2 議会は、町長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。	
3 議会は、災害時の状況等を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、提言及び提案を行うものとする。	
第19条 議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。	
2 議会は、この条例に定める理念及び原則を尊重して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。	
第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。	③
2 条例の検証を行うとともに、継続的に議会を活性化するため、議員で構成する特別委員会を設置するものとする。	
第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	

* 項目分類

- ① 政策等の監視と評価
- ② 町民意見の反映と政策立案等の向上
- ③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
- ④ 議員の政治倫理と政務活動

6. 検証結果

① 政策等の監視と評価

(1) 町長提案の計画・事業等の決定過程を明らかにするため、基本条例施行後、6回開催された議会定例会に於いて、延べ35人(1回平均5.8人)が一般質問に臨んでいるが、多くは、十分な説明が得られておらず、予算・決算審議における説明資料も不足していると考えている。議員は、要求するものと町長が提出するものに不足を感じているが、議会は対応できずにいる。

今後は、執行機関に対し、議会基本条例第7条により、予算・決算の審議にあたっては詳細な説明資料の提出と、その熟考期間を多く取れるような対応を求める必要があると考える。

(2) 事務執行の監視では、議場に於ける審議、各常任委員会による所管事務調査の実施等により監視しているが、その評価を住民に対し十分に発信していると感じている議員は少ない。

今までのような議会広報誌で伝えるには、限度がある。情報発信の方法については、調査研究の必要があると考える。

(3) 一般質問に対する回答の経過等の検証は、一部は議会広報委員会で検証し、議会だよりに掲載しているが、全てではなく、広報委員会の裁量によっており、議会基本条例第9条第2項の条文に於いても「検証することができる。」に止めている。

これからは、質問者自らが質問の回答経過を追求することを心掛けつつ、経過等に対して文書で報告することを理事者側に求めるべきと考える。

② 町民意見の反映と政策立案等の向上

(1) 議員は、多様な民意を把握し、民意を反映した議員相互間の自由討議を推進することを求められているが、努力義務的条文であることから、個人的には十分であると回答している議員もあるが、多くは自由討議の定義と組織的な自由討議の場を設けることを望んでいるようだ。さらに、多様な民意を基に、これを反映した政策提案を行うことに努めることを求められているが、これまでに実績はなく、議員全員もしくは、複数の議員で取り組むべきとの意見が多い。

今後は、活性化特別委員会を中心に自由討議を取り入れていく研究をすべきと考える。

(2) 議会による、町民、団体との意見交換会は、平成29年度に報告会を3会場(参加者38人)で、令和元年度には、団体との意見交換会を1会場(参加者25人)にて行い、過去2回実施した。議会の説明責任を果たすこと、議会及び議員の政策能力強化には寄与していると思うが、政策提案までは至っていない。

議会は、町民との距離を縮めるため、意見交換会は常に工夫して実施し、参加者を増やし、議会に関心をもつていただくよう努力するべきである。また、政策提案を追求するのであれば、専門分野の産業団体との意見交換会も必要であると考えます。

(3) 議員の政策立案能力向上等のため、議員研修の充実や議員相互間での活発な討議と、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会の開催を議会に求めている。

今後は、議会主催の研修計画を作成し、課題に対して専門家の意見を聞く機会を設けていく必要があると考える。

議員研修会実施記録

年月	研修会名称	主催	会場	参加者数
令和元年 7月	県下町村議会議員研修会	県町村議長会	青森市	12人
令和元年 7月	議会活性化特別委員会視察研修	平内町議会	福井県永平寺町	6人
令和元年 7月	総務福祉常任委員会視察研修	平内町議会	石川県宝達志水町	6人
令和元年 7月	経済文教常任委員会視察研修	平内町議会	北海道下川町	6人
令和元年10月	広報編集特別委員会視察研修	平内町議会	岩手県岩手町/軽米町	6人
令和元年11月	議員勉強会	平内町議会	平内町役場	12人
令和2年 7月	県下町村議会議員研修会	県町村議長会	青森市	12人

(4) 図書の充実を図ることについては、議員がどのような図書を希望しているのか、一般の図書に代わる電子図書を希望しているのか調査研究が必要である。

③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

(1) 情報公開に於いては、原則として本会議、常任委員会、特別委員会を公開することになっているが本会議以外の会議の傍聴者はいない。委員会運営では、参考人制度、公聴会制度を活用し、専門的又は政策的意見を討議に反映させるものとしているが、該当事案が無いため実施されていない。住民からの請願及び陳情は無く、審議の際、提案者の意見・要望を聴く機会は無かった。

本会議以外の会議の傍聴者がいないのは傍聴が可能であることが知られていないと思われるのでPRが必要と考える。住民からの陳情が無いのは、年1回開催の町と行政連絡員の会議により直接の要請が行われていることが考えられる。

(2) 一般質問は、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行うことになった令和元年第2回定例会から令和2年第3回定例会までの間、一般質問者は延べ35人、このうち延べ12人が一問一答方式を選択した。しかし、一問一答に於いても、質問が答弁をうまく引き出せていないのではとの意見もあった。

広く町政の論点・争点を明確にし、その回答を得るためには、議員個々の惜しまない努力が必要と考える。

(3) 議会は、町政の重要な情報を議会独自の視点で、町民に周知するため、「ひらない議会だより」の発行、ホームページの開設、会議録の閲覧に努めているが、情報発信の迅速さと情報の新鮮さが求められている。

議会広報の現状

1. 「ひらない議会だより」は、1年に4回発行。(議会終了後、約45～60日後に発行)
2. 議会ホームページの掲載項目は、・議会の役割・議会のしくみ・議員・委員会名簿・議会定例会日程・平内町監査基準の公表について・ひらない議会だより(過去の発行分)
3. 定例会会議録の閲覧は、閲覧場所を4か所・議会事務局・勤労青少年ホーム・山村開発センター・平内中央病院としている。

多様な広報手段が発達している中で、情報伝達がおおよそ2か月後に紙面とホームページ

で発信されているが、今後は、議会基本条例第 13 条第 2 項の主旨に沿った見直しが必要と考える。

(4) この条例制定趣旨の理解を深めるため、一般選挙後、速やかに議員に対し条例の研修を実施したが、対象議員が 1 名であった。

条例制定趣旨の解釈は、年数を経ることにより変化することもあるので、全議員を対象とする事も考慮すべきと考える。

(5) 災害時に機能的に対応できる危機管理体制の整備については、多くが不十分であると考えている。災害時連絡体制はあるものの、詳細が決まっていないことから、今後は、議員が災害時に何をすべきか調査研究しなければならないと考える。

④ 議員の政治倫理と政務活動

議会基本条例第 3 条で議員は、選挙された特別職の公務員である。よって、全体の奉仕者であり一部の奉仕者でないことを自覚して活動する。同条例 10 条の 3 項では、会議の秩序と品位を保ちプライバシーに関する発言は行ってはならない。同条例 16 条では、自己の地位に基づく影響力を不正行使し、町民の疑惑を招いてはならない。などと規定しているが、いずれも個人の倫理観に委ねられているところが大きい。ほとんどの議員の評価では、重要な事であり、自覚して行動していると評価している。

今後は、客観的な視点も取り入れた政治倫理基準の作成も検討すべきではないかと考える。

7. 全議員による基本条例の検証結果(達成状況と今後の方向性)

検証項目		① 政策等の監視と評価															
関連条文		<p>第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 総合計画との整合性</p> <p>(2) 関係ある法令及び条例等</p> <p>(3) 政策等に関係する財源措置</p> <p>第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。</p> <p>第9条 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。</p> <p>2 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。</p> <p>3 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>															
現状・実績等	条文	【評価の理由】	評価点														
	6-1	<ul style="list-style-type: none"> 各課の担当者の、より詳しい説明を求める機会を多くすべき。 求めているのが現状。 	3														
	7-1	<ul style="list-style-type: none"> 議案書のみであり、説明資料が不足している。 これまでも議員の勉強会等を提案したが実現されなかった。 	4														
	9-1	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な説明資料がないため、監視が弱い。 問題を取り上げ、話し合いするのも良いのではないか 予算決算委員会にて概ね達成されている。 議会は監視すると明記されている条例等に拘束されると思うがそうではないと思われる事案がある。 	4														
	9-2	<ul style="list-style-type: none"> 質問者個々では実施していると思われるが、議会としては行われていない。 充分とは言えない。 これまで行われていない。 一般質問、常任委員会等で事務の執行の監視にあてはまる。 	3														
	9-3	<ul style="list-style-type: none"> 議員個々については、議案の賛否を「議会だより」に掲載。 一般質問に対する回答の経過等の検証は、一部については議会広報委員会で検証し、議会だよりに掲載している。 一般質問者が限られている。 	3														
		<p>各定例会に於ける一般質問者の推移 (実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>一般質問者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年第2回 (6月)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>令和元年第3回 (9月)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>令和元年第4回 (12月)</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第1回 (2月)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第2回 (6月)</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第3回 (9月)</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table>		定例会	一般質問者	令和元年第2回 (6月)	5人	令和元年第3回 (9月)	5人	令和元年第4回 (12月)	6人	令和2年第1回 (2月)	5人	令和2年第2回 (6月)	7人	令和2年第3回 (9月)	7人
定例会	一般質問者																
令和元年第2回 (6月)	5人																
令和元年第3回 (9月)	5人																
令和元年第4回 (12月)	6人																
令和2年第1回 (2月)	5人																
令和2年第2回 (6月)	7人																
令和2年第3回 (9月)	7人																

今後の方向性	1 条文に従いこれまで通りに取り組む	6-1 1---6人	7-1 1---6人	9-1 1---7人	9-2 1---6人	9-3 1---6人
	2 条文に従い新たな取り組みを検討	2---5人	2---6人	2---5人	2---5人	2---5人
	3 条文を改正する	3---1人	3---0人	3---0人	3---0人	3---0人
	4 その他	4---0人	4---0人	4---0人	4---0人	4---0人
					未 1人	未 1人
今後の取組事項	条文	【今後の取り組み】				
	6-1	・計画、事業等の決定過程を求めることが必要。				
	7-1	・事前の説明資料配付により、疑問点、意見、建設的提案が出来る。				
	9-1	・事前に説明資料配付により、熟読し監視が強化となる。				
	9-2	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、活性化特別委員会で定期的に検証してはどうか。 ・定期的に経過を書面等で報告する体制に。 ・もう少し内容について深く切り込む事が必要。 				
	9-3	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題である。 ・町の事務事業の検証については議員間で話し合い検証項目を絞り込み取り組むべきである。 ・評価まで至っていない。 				

検証項目	② 町民意見の反映と政策立案等の向上		
関連条文	<p>第3条2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。</p> <p>第3条3 議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策提案を行うことに努めなければならない。</p> <p>第4条5 議会は、広く町民及び各団体との議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、更に政策提案を図るものとする。</p> <p>第10条2 議員は、前項の規定により議員相互間で活発な討議を行って政策、条例の議案などの提出を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実質を図るものとする。</p>		
現状	条文	【評価の理由】	評価点
	3-2	・議員相互間の自由討議の場がほとんどたれなかった。	3
	3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個々に於いては議会内外で努めていると思われるが、全体的にさらなる活性化を。 ・町民の意見を把握していると思われるが、政策提案までは行っていない。 ・政策提案ではなく、行政批判が目立つ。 	3

実績等		<ul style="list-style-type: none"> ・全般とまではいかない。 ・一般質問での要望事項が多い。違うのではないか？ 							
	4-5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度に報告会、令和元年度に意見交換会、2 年度意見交換会予定。過去 2 回実施したが、議会の説明責任、議会及び議員の政策能力強化、政策提案まで至っていない。 ・説明責任は果たしているが、政策提案まで至っていない。 ・意見交換会への町民参加が少ない。 ・議会フォーラムが開催されるようになった。 <p>議会報告会・議会フォーラム参加者数 (実績)</p> <p>平成 29 年度議会報告会 (個人) 3 会場・・・参加者 38 人</p> <p>令和元年度議会フォーラム (団体) 1 会場・・・参加者 25 人</p>							3
	10-2	<ul style="list-style-type: none"> ・政策、条例の議案提出は皆無。 ・議員相互間で活発な討議がなされていない。 							3
	12-1	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度はコロナ禍により、行政監視は無いが、政策形成及び立案と位置づけた研修も見受けられるようになった。 ・他行政の議会や施策について研修したい。 ・政策立案がない。 							3
	12-2	<ul style="list-style-type: none"> ・県町村議長会主催の研修会(青森市)、町議会主催の研修会実施(講師固定) ・年 1 回鬼柳氏による平内町史の講義を受けている。 <p>議員研修会実施記録 (実績)</p> <p>令和元年 7 月 県町村議長会主催の研修会(青森市)</p> <p>令和元年 11 月 町議会主催の研修会</p> <p>令和元年 7 月 活性化特委視察研修</p> <p>令和元年 7 月 各常任委員会による視察研修実施</p> <p>令和 2 年 7 月 県町村議長会主催の研修会(青森市)</p>							3
	12-3	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年条例制定。 ・図書目録がない。 ・年間の図書予算が少ない。 							2
									総合 3 点
今後の方向性	1 条文に従いこれまで通り取り組む	3-2 1---4 人 2---8 人	3-3 1---7 人 2---5 人	4-5 1---7 人 2---4 人	10-2 1---6 人 2---4 人	12-1 1---6 人 2---5 人	12-2 1---6 人 2---4 人	12-3 1---6 人 2---5 人	
	2 条文に従い新たな取り組みを検討	3---0 人 4---0 人	3---0 人 4---0 人	3---1 人 4---0 人	3---1 人 4---0 人	3---0 人 4---1 人	3---1 人 4---1 人	3---1 人 4---0 人	
	3 条文を改正する				未 1 人				
	4 その他								

今後の取組事項	条文	【今後の取り組み】
	3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような形式で行うかは課題 ・ 自由討議を推進する前に自由討議の意義を理解しなければならない。 ・ 議員間の自由討議が必要だ。 ・ 更なる討議を重ねるべき。 ・ 多様な町民の把握に取り組む。 ・ 新たな条文も必要。 ・ 議題を見つけ、一つ一つ全員で討議する。 ・ 意見交換会で町民の意見を聞き、政策提言する必要がある。
	3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会として、全議員での政策をまとめる場、機会が必要。 ・ 政策提案は、一議員ではなく何人かで取り組むといいと思う。 ・ 積極的に活動する。 ・ 議会報告会等、民意を集める工夫に取り組む。 ・ 活性化特別委員会に於いて町民の意見を聞き、話し合ってはどうか。 ・ 多様な町民意見を把握するためには、町民との意見交換が必要だ。
	4-5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会活性化特別委員会では、政策提案に向けた取り組み模索中である。 ・ 議会フォーラムを発展させ、政策提案出来ようにする必要がある。 ・ 町民や各団体との意見交換会を多くすることに取り組む。 ・ 政策提案の提議が必要と考える。
	10-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の日頃の研鑽が益々必要、議会として提出に向けた勉強会が必要。 ・ 議員相互間で活発な討議をしなければ政策、条例の提出はどうていできない。 ・ 政策条例の議案提出に取り組む。 ・ 活発な討議、政策、条例の提出に関する条文を改正する。 ・ 政策条例の問題提起をする。
	12-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の位置付けを精査するべき。 ・ 今後は行政に反映させることが課題。 ・ 議員の勉強会の場を設ける。
	12-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度はコロナウイルスでいろいろ模索中であるが、コロナウイルス拡大が終わった後は議員活動に必要なことから実施して頂きたい。
	12-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間もしくは4年間の計画を立てる。 ・ 議員の資質の向上のため各自の研修の実施を可能とする。(委員会研修とは別に) ・ 検討課題。
	12-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書充実に向けた議論必要。 ・ 図書充実に取り組む

検証項目	③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
関連条文	<p>第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、全ての会議を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的</p>

<p>意見等を議会の討議に反映させるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>第5条 本会議における議員と町長その他執行機関の長及び説明者（以下「町長等」という。）の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行う。</p> <p>第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>第12条4 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるために、一般選挙後の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。</p> <p>第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会や町政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。</p> <p>第17条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、町長等と連携するものとする。</p> <p>第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。</p>			
現 状 ・ 実 績 等	条文	【評価の理由】	評価点
	4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は「議会だより」にとどまっている ・情報公開は、議会広報、個々で地域での議会報告会等の活動に努めている。 ・活性化委員会で町民とのフォーラム開催している。 ・情報公開に努力しているが十分に浸透していない。 ・町民との意見交換がない。 ・議会広報の発行や議会フォーラムの開催により概ね果たされている。 ・町民から何を見えないとの指摘が多くある。議会としてもそうだが、議員個々の説明がもっと必要。 	3
	4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・これに於いては、議会全体で議論したことであって、決めたことであって概ね達成されていると思う。 ・一般質問の日でも傍聴者が少ない。 ・原則公開している。 ・常任委員会の開催は、公表されていないので。 ・各会議の情報開示が必要。 	4
4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度、公聴会制度の活用は制度として良いと思うが、活用事案が今のところ無い。 ・より詳しい内容に精通した参考の意見を聞く機会を持つべき。 ・これまで議題に上がってこなかった。 ・公開の周知が弱い。 	2	

現状・実績等	4-4	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は提案者を招致したが、最近は行われていない。 ・請願・陳情政策提案は多く提出されるが、一部の団体からが多く、町民による政策提案とは思われない。 ・国への請願・陳情だけであった。 ・惜しむべきは提案者自らの「言葉」が聞かれない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">請願・陳情の実績</td> <td style="width: 35%;">令和元年第2回定例会</td> <td style="width: 50%;">陳情2件は、参考資料に止める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和元年第3回定例会</td> <td>請願1件、採択意見聴取無し。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和元年第4回定例会</td> <td>請願1件、採択意見聴取無し。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年第1回定例会</td> <td>請願1件、採択意見聴取無し。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年第2回定例会</td> <td>陳情2件、採択意見聴取無し。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年第3回定例会</td> <td>陳情2件、採択意見聴取無し。</td> </tr> </table>	請願・陳情の実績	令和元年第2回定例会	陳情2件は、参考資料に止める。		令和元年第3回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。		令和元年第4回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。		令和2年第1回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。		令和2年第2回定例会	陳情2件、採択意見聴取無し。		令和2年第3回定例会	陳情2件、採択意見聴取無し。	3				
	請願・陳情の実績	令和元年第2回定例会	陳情2件は、参考資料に止める。																						
		令和元年第3回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。																						
		令和元年第4回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。																						
	令和2年第1回定例会	請願1件、採択意見聴取無し。																							
	令和2年第2回定例会	陳情2件、採択意見聴取無し。																							
	令和2年第3回定例会	陳情2件、採択意見聴取無し。																							
5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の選択制は達成された。 ・一括質問一括答弁は従来通りであつては、再々質問で終わりだとしているが、守られないこともあつた。一問一答に於いては、質問が答弁をうまく引き出せていない、質問者が自分のアピールに主をおいている。答弁者に対し敵対意識が見られる。 ・質問者の意志に基づき、一括質問、一問一答方式の選択が出来るようになった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;"></th> <th style="width: 20%;">議会</th> <th style="width: 20%;">一括質問</th> <th style="width: 25%;">一問一答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制の運用状況</td> <td>令和元年第2回定例会</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>令和元年第3回定例会</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>令和元年第4回定例会</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第1回定例会</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第2回定例会</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>令和2年第3回定例会</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> </tbody> </table>		議会	一括質問	一問一答	一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制の運用状況	令和元年第2回定例会	3人	2人	令和元年第3回定例会	3人	2人	令和元年第4回定例会	4人	2人	令和2年第1回定例会	3人	2人	令和2年第2回定例会	5人	2人	令和2年第3回定例会	5人	2人	4
	議会	一括質問	一問一答																						
一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制の運用状況	令和元年第2回定例会	3人	2人																						
	令和元年第3回定例会	3人	2人																						
	令和元年第4回定例会	4人	2人																						
	令和2年第1回定例会	3人	2人																						
	令和2年第2回定例会	5人	2人																						
	令和2年第3回定例会	5人	2人																						
10-1	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、常任委員会、特別委員会での活発な討議を行うには、資料不足。町民への説明が「議会だより」のみである。 ・活発な討議透明性について、議運に於いて定数12人中委員6名、オブザーバーとして正副議長で、残りは4人、これであれば活発な討議はできるかも、でもオブザーバーがいることにより活発透明性の確保ができるのか。 ・議員相互間の自由討議がされていない。 	4																							
12-4	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年条例制定。 ・実施している。(一般選挙後の任期開始後、議員に対し、この条例に関する研修) ・大変良いことである。 	3																							
13-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらない議会だよりにより、重点は周知されていると思う。 ・分かり易い広報発行に努めている。加えて、もう少し早く発行出来るように努めたい。 	4																							

現 状 ・ 実 績 等	13-2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより発行。 ・議会広報に於いては十分周知されていると思う。 ・議会に関する広報は「ひらない議会だより」発行と議会ホームページにより行われている。 <p>議会広報の現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ひらない議会だより」は1年に4回発行。 2. 議会ホームページに以下の項目を掲載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の役割 ・議会のしくみ ・議員・委員会名簿 ・議会定例会日程 ・平内町監査基準の公表について ・ひらない議会だより(過去の発行分) 3. 定例会の議事録は、議会事務局、勤労青少年ホーム、山村開発センター、平内中央病院で閲覧できるように配布している。 4. 広報委員会では年1回の県町村議会広報委員会の研修に参加し、紙面の充実に努めている。 	4
	17-1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時議会連絡体制を示した表のみでは不十分 ・危機管理体制はあるものの、機能していないのではないか。 ・災害が少ない当町でも、いつおきるか分からないのが災害であることから、危機管理上必要である。 	3
	20-1	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個々において検証は必要だ。 	3
			総合 3点

今後の 方向性	1 条文に従いこれまで通りに取り組む	4-1 1---7人	4-2 1---9人	4-3 1---7人	4-4 1---7人	5-1 1---7人
	2 条文に従い新たな取り組みを検討	2---4人 3---1人	2---3人 3---0人	2---3人 3---2人	2---4人 3---1人	2---3人 3---2人
	3 条文を改正する	4---0人	4---0人	4---0人	4---0人	4---0人
	4 その他					
	10-1 1---8人 2---4人 3---0人 4---0人	12-4 1---8人 2---1人 3---2人 4---0人 未1人	13-1 1---8人 2---4人 3---0人 4---0人	13-2 1---7人 2---5人 3---0人 4---0人	17-1 1---8人 2---2人 3---1人 4---0人 未1人	20-1 1---6人 2---5人 3---1人 4---0人

今 後 の 取 組 事 項	条例	【今後の取り組み】
	4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会だより」は町民にもっと解りやすい紙面づくりへ。 ・フォーラムでの議題、参集方法のこれからの取り組みが重要。 ・工夫した議会報告会に向けた取り組みを。先進議会では1組4～5人体制で、定例会ごとかつ、半年ごとにすう地域で議会報告会を開いていて、参考にすべき。 ・様々な方法を用いて、議会情報を町民に浸透させる必要がある。 ・議会報告会や議会だよりを通して、開かれた議会に取り組む。 ・議会の原則の条文をまとめる。 ・各地区で懇談会を開いて町民に報告する。 ・公開すべき活動を整理し、議会広報やホームページに随時。
	4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・これでいいと思うが、いつかは、議会全体で議論が必要になるかも。 ・傍聴者を増やす工夫が必要だ。
	4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題として、参考人制度と公聴会制度を活用する。
	4-4	<ul style="list-style-type: none"> ・内容によっては招致するが、検討する余地がある。 ・提案者の意見聴取は、必要がある場合に行うようにすべき。 ・その審議においては、これらの提案者の意見・要望を聞く機会を必要に応じて設けることができる。
	5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・選択制ではなく、一問一答方式へ。 ・これからは、議会基本条例を重視した前向きな質問すべきでなければならない。 ・より緊張感をもって議論する。 ・質問内容の工夫をする。 ・条例から質問方式については削除しても良いのではないか。
	10-1	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な討議に向け、先進議会のように事前に詳細な配布が必要。当議会でも執行部に求めるべき。 ・3回目の意見交換会が行われるが、議会報告会も必須。 ・議会運営委員会に於いて活発な討議と透明性の確保にはオブザーバーは必要ない。 ・議員相互間の自由討議を行うべき。
	12-4	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を対象とするようにする。
	13-1	<ul style="list-style-type: none"> ・検討課題。 ・さらにホームページを充実させてはどうか。 ・町民が関心を持つように取り組む。 ・町民に対して周知することは大事である。議員に対しての周知もお願いしたい。 ・各地区の報告会で特に重要案件を説明し、町民の意見を聞いてみてはどうか。 (特別活性化委員会の各地区の話し合いにより)
	13-2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会や町政に関心を持つ議会広報に向け、広報委員会では年1回の県町村議会広報委員会の研修に参加。先進町村議会広報委員会に年1回視察。 ・モニター制度を取り入れ、循環型の紙面づくりが必要。 ・ホームページに加え、SNSの活用も必要。 ・議事録や常任委員会等の活動記録もHPに掲載すれば「議会だより」より早く周知できるのではないか。

今後の取組事項		<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会規程を見直して、議会 HP の編集も出来るようにすべきではないか。 ・HP には、議事録や常任委員会の活動記録も掲載するべきではないか。 ・タブレット設置及び議場の放映の実現を目指す。
	17-1	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の行動マニュアルを作成してはどうか。 {法政治研究第 6 号(2020 年 3 月)の災害時に於ける地方議会の役割が参考になると思う。} ・危機管理体制の確認をするべき。 ・この項は創っただけではいけない、議会が町と連携して普段からの訓練が必要。
	20-1	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の改正をしながら続けていくべきだ。 ・条例などは人を縛るものであるから、基準を定めたり、努力目標と区別したりすべき。 ・条例の目的を誰が見ても分かるようにし、抽象的な語句は使わないようにすべきでは。 ・条例は、常に見直しが必要だ。

検証項目	④ 議員の政治倫理と政務活動		
関連条文	<p>第 3 条 議員は、町民によって選挙された特別職の公務員である。したがって、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。</p> <p>第 10 条 3 議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言は行ってはならない。</p> <p>第 16 条 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。</p>		
現状・実績等	条文	【評価の理由】	評価点
	3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に一部の利益加算は見受けられない。 ・町の全体のことは考えているようには、まだみえない。自分中心に見える。 ・一般質問に於いて町政の課題、政策提言が十分に質問できなかった。 ・町政の課題を把握し、日々研鑽に努めている。 ・自覚して行動している。 	4
	10-3	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の政治倫理は最低限、議会、各委員会の出欠期限までの出欠の届けである。 ・責任のある行動、発言を常に心がけている。 ・議会規則を守るよう心がけている。服装や発言に気を配っている。プライバシーに関する発言はしないようにしている。 ・概ね良好。 	4
16-1	<ul style="list-style-type: none"> ・公選法の厳守。 ・これは一番気をつけなければならないこと。議員の地位をからめ、関係会社の為に影響力を行使する事は政治倫理に大きく関係する。 ・概ね達成されている。 ・倫理性を常に自覚し、行動している。 ・町民全体の代表として自覚して行動している。 ・十分達成されたと思っているが、具体的に何が倫理性か良く解らない 	4	

				総合点 4
今後の 方向性		3-1	10-3	16-1
	1 条文に従いこれまで通りに取り組む	1---2 人	1---10 人	1---9 人
	2 条文に従い新たな取り組みを検討	2---8 人	2---1 人	2---2 人
	3 条文を改正する	3---1 人	3---0 人	3---1 人
	4 その他	4---0 人	4---0 人 未 1 人	4---0 人
今 後 の 取 組 事 項	条文	【今後の取り組み】		
	3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ より真摯に。 ・ 町民、団体等から幅広く聴取し、進める必要がある。 ・ 議員相互の事由で活発な討議に取り組む。 ・ 全体の奉仕者であることを一層自覚すべき。 ・ 条文通りに議員と言うことを自覚して行動すること。 		
	10-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出欠については、議会、委員会についても町民に周知すべき。 ・ 議員の自覚をもつ。 		
	16-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公選法の厳守、道義的責任としての自覚強化。 ・ 倫理義務を常に自覚して行動することに取り組む。 ・ 条例を見直す。倫理性を改め、議員倫理としたうえで「政治倫理基準」を項目として列記すべき。 		

8. 基本条例検証 総合評価一覧表

検証項目	条項	条文の見出し	条文の要旨	評価点に対する人数					評価点	総合評価
				5	4	3	2	1		
①政策等の監視と評価	6	1 (町長による政策等の形成過程の説明)	議会は、町長提案の計画・事業等は、その決定過程を明らかにするよう求める。	0	5	4	2	1	3	3
	7	1 (予算・決算における政策説明資料の作成)	議会は、予算・決算審議では、政策の説明資料を町長に求める。	2	5	2	3	0	4	
	9	1 (監視、検証、評価)	議会は、町長等の事務執行について監視する。	2	6	3	1	0	4	
	9	2 (監視、検証、評価)	議会は、一般質問の回答について検証する。	0	5	5	1	1	3	
	9	3 (監視、検証、評価)	議会は、議場に於ける審議、監査、調査により町長等の事務執行を評価する。	2	3	5	1	1	3	
②町民意見の反映と政策立案等の向上	3	2 (議員の活動原則)	議員は、民意を反映した議員相互間の自由討議を推進する。	2	3	7	0	0	3	3
	3	3 (議員の活動原則)	議員は、多様な民意を把握し、政策提案に努める。	1	2	7	2	0	3	
	4	5 (町民参加及び町民との連携)	議会は、町民、団体との意見交換会を年に1回以上開催する。この意見交換会で議会の説明責任を果たす。意見交換により、議員の政策能力を強化し、政策提案を図る。	1	4	6	0	0	3	
	10	2 (活発な討議)	議員は、議員相互間で活発な討議をし、政策や条例案の提出に積極的に努める。	0	4	0	6	2	3	
	12	1 (議員研修の充実強化)	議会は、議員の政策形成、立案能力の向上等のため、議員研修の充実強化を図る。	1	6	3	2	1	3	
	12	2 (議員研修の充実強化)	議会は、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催する。	0	3	5	3	1	3	
	12	3 (議員研修の充実強化)	議会は、議員の資質向上のため、図書の実用を図る。	0	2	3	3	4	2	
③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保	4	1 (町民参加及び町民との連携)	議会は、議会活動の情報公開に努め、町民に対し説明責任を十分に果たす。	0	3	7	2	0	3	3
	4	2 (町民参加及び町民との連携)	議会は、全て(本会議、常任委員会、特別委員会)の会議を原則公開する。	3	4	3	2	0	4	
	4	3 (町民参加及び町民との連携)	議会は、委員会の運営では参考人制度、公聴会制度を活用し、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させる。	0	2	0	4	6	2	
	4	4 (町民参加及び町民との連携)	議会は、請願及び陳情を「町民(住民)による政策提案と位置づける」。その審議では、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努める。	2	3	1	4	2	3	
	5	1 (町長と議会及び議員の関係)	一般質問は、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行う。	5	6	1	0	0	4	
	10	1 (活発な討議)	議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等で、議員提出議案、町長提出議案及び請願・陳情を審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議と議論を尽くし、町民に説明責任を果たす。	4	3	4	0	1	4	
	12	4 (議員研修の充実強化)	議会は、この条例制定趣旨の理解を深めるため、一般選挙後、速やかに議員に対し条例の研修を行う。	2	4	0	1	4	3	
	13	1 (議会広報の充実)	議会は、町政の重要な情報を議会独自の視点で、町民に周知するよう努める。	2	7	1	2	0	4	
	13	2 (議会広報の充実)	議会は、多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会や町政に関心を持つ議会広報に努める。	3	5	3	0	1	4	
	17	1 (危機管理)	議会は、災害時に機能的に対応できる危機管理体制を整備し、町長等と連携する。	3	1	2	3	2	3	
20	1 (見直し手続)	議会は、本条例の目的達成状況を2年毎に検証し、必要により本条例の改正等、適切に措置する。	0	6	0	2	2	3		
④議員の政治倫理と政務活動	3	1 (議員の活動原則)	議員は、町民にて選挙された特別職の公務員。よって、全体の奉仕者であり一部の奉仕者でないことを自覚して活動する。	2	8	1	1	0	4	4
	10	3 (活発な討議)	議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落としてはならない。プライバシーに関する発言は行ってはならない。	5	5	0	1	0	4	
	16	1 (議員の政治倫理)	議員は、本条例が示す倫理性を常に自覚し行動する。自己の地位に基づく影響力を不正行使し、町民の疑惑を招いてはならない。	5	6	1	0	0	4	